

環境厚生常任委員長報告

(H25.12.13)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、報告第 1 号、平成 2 5 年度亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）所管分については、台風 1 8 号の災害に係る応急対策経費であり、地方自治法第 1 7 9 条の規定に基づき専決処分されたものであります。

その主な内容は、民生費での、災害ごみに係る処理経費等の増額補正、並びに災害ボランティアセンター開設に係る活動助成の増額補正等です。

賛成討論ののちに、採決の結果は全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、第 1 号議案、平成 2 5 年度亀岡市一般会計補正予算（第 4 号）所管分について、その主な内容は、総務費では、住宅用太陽光発電システム設置補助金に係る増額補正、民生費では、認知症対応型通所介護の施設整備費用助成の増額補

正等、並びに塵芥処理施設管理等の業務委託経費に係る債務負担行為の設定等、衛生費では、風しん予防接種費用助成金の増額補正等であります。

賛成討論ののちに、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第２号議案、平成２５年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、職員人件費等の減額補正であります。

賛成討論ののちに、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第７号議案、平成２５年度亀岡市病院事業会計補正予算（第１号）は、職員人件費等の減額補正、医療機器購入費の増額補正、並びに病院の総合管理等の経費に係る債務負担行為の設定であります。

賛成討論ののちに、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第１１号議案、環境審議会条例の一部改正は、審議

会の委員構成を見直しするものであります。

賛成討論ののちに、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 16 号議案、亀岡市総合福祉センター条例の一部改正、第 17 号議案、亀岡市厚生会館条例の一部改正、第 18 号議案、ふれあいプラザ条例の一部改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日から消費税が 8 パーセントに引き上げられることから、施設の使用料について、消費税等相当額を加算すること等の改正をしようとするものであります。

反対討論として、公的施設における消費税転嫁の疑問や通常国会開催前の条例改正は時期尚早であるとの意見がありました。

賛成討論ののちに、採決の結果は多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 34 号議案、亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部改正についても、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日から施設の一部駐車料

金について、消費税等相当額を加算すること等の改正をしようとするものであります。

賛成討論ののちに、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単でありますが、本委員会の報告とします。

台風18号災害関連経費を増額補正

○災害で発生したごみ約580tを適正に処理するための経費

- ・災害こみ設計業務委託料(360万円)
- ・災害こみ運搬処理経費(2640万円)

○災害ボランティアセンター開設に伴う活動の諸経費や人件費の補助

○災害により負傷、または住居や家財に被害を受けた場合の災害援護貸付金
(150万円)

一般会計補正予算（第4号）

住宅用太陽光発電システム補助金

増額により充実

自然エネルギーの普及を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置し、一定の条件を満たす場合に補助金を交付するもの。

当初は年間174件の見込みが、自然エネルギーの利用について、地球温暖化防止対策などから関心が高まるなかで申請が伸び、年間で222件が見込まれ、255万円を増額補正し、更なる充実を図るもの。

条例関係

消費税引き上げに伴う

条例の一部改正

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、平成26年4月1日から消費税が8パーセントに引き上げられることから、亀岡市総合福祉センター、亀岡市厚生会館、ふれあいプラザの施設使用料について、消費税相当額を加算して条例の一部を改正するもの。

主な質疑

問 議員 答 担当課長

問 消費税引き上げは来年4月であり、条例改正の時期が早いのではないのか。

答 市民に対する周知期間が必要であり、消費税に係る使用料を見直し、12月定例会で条例を改正するもの。

結果
公的施設における消

費税転嫁の疑問や通常国会開催前の条例改正は時期尚早であるとの反対討論ののち、賛成多数で可決されました。